

# 国立国会図書館におけるデジタルアーカイブ事業のこれまでとこれから

The Past and Future of the National Diet Library “Digital Archive” Projects



国立国会図書館 電子情報部電子情報企画課長

大場 利康

1990年入館。主題情報、電子図書館、東日本大震災アーカイブなどの担当を経て、2014年4月より現職。

✉ oba@ndl.go.jp

広く日本社会の中で生み出され、様々な形で遺されてきた文化的・知的成果の蓄積を、いかにネットの時代に伝え、遺し、活かすのか。近年、この課題が国全体で取り組むべきものとして、クローズアップされてきている。その解決の鍵となるのが、デジタル化された又は元々デジタルで作成された文化的・知的情報資源を蓄積・保存し、提供する仕組みである「デジタルアーカイブ」である。

本稿では国立国会図書館がこれまでに取り組んできた「デジタルアーカイブ」に関連する主な事業の概略と、今後に向けての課題を概観する。

## 1. デジタルアーカイブ事業のはじまりと発展

国立国会図書館（以下「NDL」という。英語名 National Diet Library の略。）は、国会議員の活動をサポートする国会の一機関であるとともに、出版物を中心とした多様な資料を収集し、国民に広く提供する国立図書館でもある。また、国内で刊行された出版物について出版者に網羅的に納入義務を課す、納本制度に基づく収集を行っている国内で唯一の機関となっている。

1948年の開館以来、NDLは紙の印刷物を中心に資料を収集・整理・提供し、その役割を果たしてきた。し

かし、デジタル／ネットの時代の到来によって、そのあり方は、以前とは大きく変わってきている。

その転機は、インターネット普及の黎明期でもある1990年代半ばと言ってよいだろう。この時期に、発展していく情報通信技術の活用を探る政府系プロジェクトに「電子図書館」がテーマとして取り上げられ<sup>1</sup>、NDLもそうしたプロジェクトに積極的に関与していった。この「電子図書館」への取組がNDLのデジタルアーカイブ事業の端緒となっている。

こうした実験と並行して、NDLが推進すべき電子図書館のあり方を議論するため、1997年に電子図書館推進会議<sup>2</sup>が設置された。同会議の成果は報告書<sup>3</sup>としてまとめられた。この報告書では、「どこでも、いつで

1 情報処理振興事業協会（IPA）と共同で実施されたパイロット電子図書館プロジェクト（1994年～1999年）や、新世代通信網実験協議会（BBCC）との実験事業（1995年～2002年）など。

2 [http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2800346/www.ndl.go.jp/jp/aboutus/elib\\_plan\\_meeting.html](http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2800346/www.ndl.go.jp/jp/aboutus/elib_plan_meeting.html)

3 『知識・情報・文化の新しい基盤の構築をめざして－自由で創造的な情報社会のために－』国立国会図書館電子図書館推進会議（平成10年2月）[http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2800346/www.ndl.go.jp/jp/aboutus/elib\\_plan\\_contents.html](http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2800346/www.ndl.go.jp/jp/aboutus/elib_plan_contents.html)

も、だれでも」をキーワードに、資料の電子化を通じた情報アクセスの飛躍的拡大と、インターネットに構築されつつあった巨大な情報空間の案内役を果たすことが、NDL が果たすべき新たな役割として提言されている。

この提言を踏まえ、NDL は 1998 年に「国立国会図書館電子図書館構想」<sup>4</sup> を、さらに 2000 年には、同構想を具体化するための「電子図書館サービス実施基本計画」<sup>5</sup> を策定し、これに沿って、電子図書館の構築を進めることになる。

こうした具体化の過程で、その後の電子図書館の「蔵書」の核となる次の 2 つのカテゴリーが明確化され、2000 年前後からこれらを中心に、具体的なサービスが開始されている<sup>6</sup>。

(1) 既存の紙媒体の資料をスキャナ等で電子化したもの  
(デジタル化資料)

(2) インターネット上に公開された情報のある時点で収集・固定化したもの（インターネット資料）

(1) については、貴重書画像データベースが 2000 年に<sup>7</sup>、明治期刊行図書を中心とした「近代デジタルライブラリー」が 2002 年に公開された。

(2) については、「インターネット資源選択的蓄積実験事業（WARP）」が 2002 年に開始されている<sup>8</sup>。

こうした動きの背景には、関西文化学術研究都市（けいはんな学研都市）の中核施設の一つとして 2002 年に開館した、国立国会図書館関西館の存在がある。関西

館は構想時から、その中心的役割として、図書館の所蔵する文献資料のデジタル化による発信が想定されており<sup>9</sup>、開館当初から電子図書館事業を担当する組織が置かれている。

具体的な取組の成果を踏まえ、2004 年に策定されたのが「国立国会図書館電子図書館中期計画 2004」<sup>10</sup> である。ここでは、NDL が国のデジタルアーカイブの重要な拠点となること、また日本のデジタル情報全体へのナビゲーションを行う総合サイトを構築することが謳われ、現在に至る国全体のデジタルアーカイブ構築に向けた NDL の取組の基礎となった。特に後者の総合サイトについては、2007 年に正式公開されたデジタルアーカイブポータル（PORTA）を経て、現在の国立国会図書館サーチ（以下「NDL サーチ」という。）<sup>11</sup> に結実している。

## 2. ボーンデジタル情報の収集と保存

### 2.1 ウェブサイトの収集・保存事業

NDL によるデジタルアーカイブ関連の取組の中で、実は最も野心的と言えるのは、現在も「インターネット資料収集保存事業（WARP）」として進められている、ウェブサイトの収集・保存事業だろう。随時内容が更新・変更され続けるウェブサイトを収集保存することは、内容が紙に固定された印刷物を主要な対象としてきた図書館にとって、全く新しい経験であった。

内容的に紙の出版物に引けを取らない情報が、ウェブサイトには多く含まれている。その一方で、その情報は改変削除が容易であり、ある時点で公表されていた情報に、将来にわたってアクセスできる保証はない。

この事業は当初、ウェブサイトの発信者から許諾を得て、選択的に収集を行う事業であった。国政審議を補佐する使命を持った NDL としては、こうした情報を、許諾ではなく、法制度に基づいて収集し保存する道を開く

4 [http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_1000791\\_po\\_ndlelc-jpn.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000791_po_ndlelc-jpn.pdf?contentNo=1)

5 [http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/283204/www.ndl.go.jp/jp/aboutus/elib\\_standardproject.html](http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/283204/www.ndl.go.jp/jp/aboutus/elib_standardproject.html)

6 正確には当時の用語や概念整理とは異なるが、現在につながる部分を中心に整理した。この他にも、特定のテーマに沿って、デジタル画像等を解説・解題付きで編集・配置したもの（電子展示会）など、現在につながる様々なコンテンツが、この時点で既に対象として想定されている。

7 2000 年に貴重書画像データベースとして公開。なお、同データベースは、2011 年に現在の国立国会図書館デジタルコレクション (<http://dl.ndl.go.jp/>) に統合された。

8 現在の「インターネット資料収集保存事業」（略称は同じく WARP。 <http://warp.da.ndl.go.jp/>）の前身。この他にも関連する実験事業が行われている。次を参照。「インターネット情報の収集・保存に関する実験事業の終了と今後の取組みについて」『国立国会図書館月報』546 号 [2006 年 9 月] p.10-14 <http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1001787>

9 次を参照。『国立国会図書館関西館（仮称）設立に関する第二次基本構想：情報資源の共有をめざして』国立国会図書館，1991 <http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1000841>

10 <http://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/dlib/project/plan2004.html>

11 <http://iss.ndl.go.jp/>

ことは、大きな課題となっていた。

状況が大きく進展したのは2009年のことである。紆余曲折はあったものの、国立国会図書館法が改正され<sup>12</sup>、2010年から国・地方自治体等の公的機関のウェブサイトについては、許諾を要することなく収集することが可能となった。これによって、ウェブサイトの収集量は飛躍的に増大する。2007年度末の段階では総容量10TBに満たなかったが、2014年度末には500TBを超え、増加し続けている。<sup>13</sup>

## 2.2 WARPにおける課題

しかし、こうして集められた情報を、どのように安定的に保存し続け、利用しやすいように提供すればよいのか。課題は多い。

まず保存だが、HTMLファイルのみならず、テキスト情報の判読は、将来的にも容易だろう。しかし、特定のアプリケーションソフトに依存したフォーマットのファイルについては、そのソフトが維持されなくなれば、将来的には読めなくなる可能性がある。

提供については、検索をどうするのが問題だ。これだけのファイル数になると、紙の図書のように、細かく人手で目録を作成するのは不可能である。全文検索のインデックスは作成しているが、相当のシステム資源が必要となるほか、大量にヒットした中から、ユーザが求める検索結果を適切に提示する必要がある。

どちらも、技術面も含めて、引き続きの取組が必要である。ウェブサイトのアーカイブ（ウェブアーカイブ）に関する国際団体である、国際インターネット保存コンソーシアム（International Internet Preservation Consortium: IIPC）<sup>14</sup>における協力などを通じて、解決策を探っていくことになるだろう。

## 2.3 オンライン資料の収集

民間からインターネットで発信されている情報についての取組も徐々に進んでいる。2013年に施行された国立国会図書館法の改正によって、インターネットで出版（公開）される電子情報で、図書又は逐次刊行物（雑誌等）に相当するもの（オンライン資料）について、発行者にNDLへの納入が義務付けられた<sup>15</sup>。ただし現在のところ、対象は無償かつデジタル著作権管理（DRM）

12 経緯については次を参照。「インターネット資料の収集に向けて -- 国等の提供するインターネット資料を収集するための国立国会図書館法の改正について」『国立国会図書館月報』581[2009年8月] p.4-5 <http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1001142>

13 インターネット資料収集保存事業「統計」[http://warp.da.ndl.go.jp/info/WARP\\_statistic.html](http://warp.da.ndl.go.jp/info/WARP_statistic.html)

14 <http://netpreserve.org/> NDLは2008年から参加。

15 オンライン資料収集制度については、次を参照。国立国会図書館ホームページ「オンライン資料収集制度（eデポ）」<http://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/online/index.html>



\* 一つのウェブサイトを複数回収集する場合に、1回分の収集を1個体とカウントする。

などの技術的保護手段が付与されていないものに限定されている。

2013年7月に収集が開始され、徐々に周知が進み、収集される資料は拡大されつつある。今後、制度の定着がさらに進めば、WARPと同様に保存の問題が浮上してくるだろう。また、図書や雑誌に相当、ということは、紙資料との整合性や関連付けをどうするのか、という問題もある。

なお、有償で提供されているオンライン資料については、出版関係団体等と共同で実証実験を行うことが予定されており、その成果を踏まえて、引き続き検討が進め

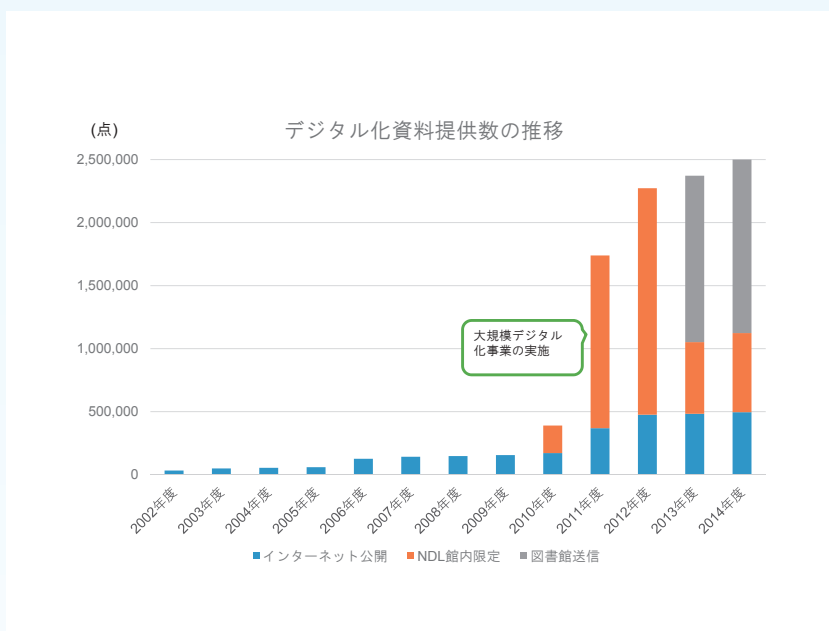
られる予定である<sup>16</sup>。

### 3. デジタル化の進展と発信

#### 3.1 保存目的のデジタル化に関する著作権法改正と大規模デジタル化

当初、NDLが紙の資料のデジタル化に着手したのは、

<sup>16</sup> 国立国会図書館ホームページ掲載の第25回納本制度審議会の配布資料、議事録を参照。 [http://ndl.go.jp/jp/aboutus/deposit/council/25noushin\\_siryo.pdf](http://ndl.go.jp/jp/aboutus/deposit/council/25noushin_siryo.pdf)  
[http://ndl.go.jp/jp/aboutus/deposit/council/25noushin\\_gijiroku.html](http://ndl.go.jp/jp/aboutus/deposit/council/25noushin_gijiroku.html)



#### ・デジタル化データの提供

資料種別	インターネット公開	図書館送信	国立国会図書館内限定	合計	年代・内容
図書	35万点	50万点	5万点	90万点	1968年までに受け入れた分
雑誌	0.9万点	73万点	50万点	123.5万点	2000年までに発行された雑誌
古典籍	7万点	2万点	—	9万点	貴重書・準貴重書、江戸期以前の和漢書等
博士論文	1.5万点	12万点	0.5万点	14万点	1991～2000年度に送付を受けた論文
歴史的音源	0.1万点	—	4.8万点	5万点	1950年頃までのSP盤等
その他	5万点	—	2.1万点	7.1万点	官報、憲政資料、日本占領関係資料等
合計	49万点	137万点	62.5万点	248.5万点	

注) 2015年8月現在。概数のため、合計が合わない場合がある。

前述のとおり、「どこでも、いつでも、だれでも」利用できる電子図書館の実現を目指してのことであった。

このため、デジタル化を開始した時点では、デジタル化した成果はインターネットで公開することが前提であった。このため、デジタル化とインターネット公開についての著作権処理が必須となっていた。しかし、著作権処理には大きなコストが必要となる上に、実際に著作権処理に取り組んだ結果、多くの著作権者不明著作物（いわゆる「孤児著作物」）が存在していることが判明した<sup>17</sup>。

一方で、欧米を中心とした Google 等の民間企業による図書館資料のデジタル化事業の展開は<sup>18</sup>、紙の書籍をデジタル化し、活用可能にするのは、誰の役割であり、それはどのように進められるべきなのか、という議論を

17 次を参照。「近代デジタルライブラリー事業における明治期刊行図書の著作権処理の結果について」『国立国会図書館月報』542号 [2006年5月] p.2-6 <http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1001788>

18 例えば次を参照。鳥澤孝之「動向レビュー：Google Book Search クラスアクション（集合代表訴訟）和解の動向とわが国の著作権制度の課題」『カレントアウェアネス』No.302[2009年12月] p.12-17 <http://current.ndl.go.jp/ca1702>

広く巻き起こした。

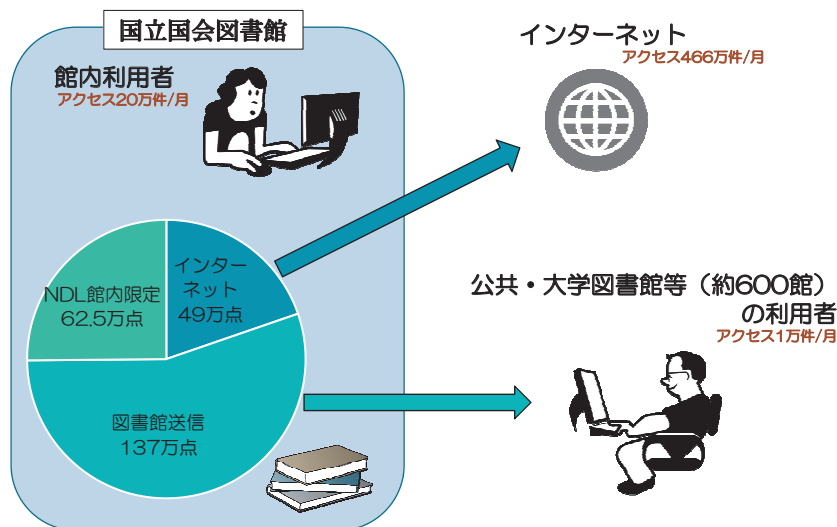
こうした状況も背景となり、2009年に著作権法が改正<sup>19</sup>され、資料原本に代えてデジタル画像を提供する目的で、著作権者の許諾なく、また種別に関わらずNDLがデジタル化を行うことが可能になった（施行は2010年）。また、2009年度補正予算として約127億円のデジタル化経費が計上され（2010年度補正予算としてさらに約10億円を計上）、NDLのデジタル化事業は一気に進展する。そのデジタル化の規模の大きさから、NDLでは、この時のデジタル化事業を「大規模デジタル化」と呼んでいる。

この結果、現在、図書、雑誌、古典籍のみに限っても、デジタル化資料の点数は約220万点に達している。原資料をNDLが所蔵していないものも含めれば、元々何らかのアナログ形態の資料をデジタル化したものの総計は248万点となった<sup>20</sup>。この内、インターネットに公開されているものは49万点に達する。

19 文化庁ホームページ「平成21年通常国会 著作権法改正等について」[http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/h21\\_hokaisei/](http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/h21_hokaisei/)

20 2015年3月時点。次を参照。<http://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/digitization/index.html>

## デジタル化資料 提供状況



### 3.2 図書館等への送信サービスの実現

こうして蓄積されたデジタル化資料だが、著作権処理の結果インターネット公開されたものを除けば、NDLの施設内でしか利用できない状況となっていた。それまで紙の図書については、NDLから各図書館への貸出を行っていたが、デジタル化後は、保存のために原本の利用を原則停止としたために、各図書館での利用の道が絶たれることになった。

一方で、文化庁による「電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議」<sup>21</sup>では、NDLの施設外でもデジタル化資料を利用できるようにネットワークを通じて送信するサービスの可否とその意義・あり方が議論され、その結論を受けて、文化審議会著作権分科会<sup>22</sup>でも検討が行われた。

これらの検討を踏まえ、2012年の著作権法改正<sup>23</sup>が行われた。この改正により、絶版等の理由により一般に入手することが困難な図書館資料について、公共図書館・大学図書館等に送信することが可能となった。

2014年1月に開始された「図書館向けデジタル化資料送信サービス」<sup>24</sup>により、現在では、約130万点のデジタル化資料が、全国550館以上<sup>25</sup>の図書館で利用可能となっている。

### 3.3 関係者との協議

こうしたデジタル化とその利用の拡大は、出版活動や著作活動に大きく影響を与える可能性がある。このため、NDLでは2008年から、資料デジタル化及び利用に

係る関係者協議会<sup>26</sup>という場を通じて、著作権者・出版者・図書館などの関係の団体と議論を重ね、具体的な利用提供の方法や、絶版等資料の判定方法などについて合意を図りながら、取組を進めている。NDLの事業がもたらす社会的影響を考えればこうした合意形成が持つ意味は大きい。この場を借りて、協議の場に参加されている関係者の皆様に感謝申し上げる。

なお、2014年には、カセットテープ、ソノシートなどのアナログ形式の録音資料についても同様の協議を行い、合意を踏まえて、現在、デジタル化に着手したところである。

## 4. 全文テキスト化という課題

### 4.1 全文テキスト化をめぐる状況

NDLによる紙資料のデジタル化は、初期の段階から全文テキスト化ではなく、画像データ化が中心であった。印刷（又は書写）された内容を、スキャナやデジタルカメラでデジタル画像化することにより、デジタル化を行ってきたのである。

これには、二つの背景がある。一つは、江戸時代以前の古典籍は言うに及ばず、戦前・戦中期の活字本であっても、旧字体が使用されていたり、フォントデザインが現在と大きく異なっていたりするために、機械的に自動テキスト化を行うOCRの精度が期待できず、実用的なテキストデータを得るためのコストが非常に大きいと想定されたことである。

もう一つ、テキストデータの利活用をどの範囲でどのように行うべきなのかについての合意が形成されていないという背景もあった。デジタル化により検索の利便性を高める可能性についての議論が、前述の電子図書館推進会議の時点から存在していたが、法的にも、社会的にも、検索のためのテキスト化がどこまで認められるのか、広く合意が形成されていたとは言い難い。

このため、NDLでは画像データ化によってデジタル化を行う際に、同時に目次情報のテキストデータも作成し、検索の利便性向上を図ってきた。

21 <http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kondankaito/denshishoseki/kohyo.html>

22 次を参照。文化庁ホームページ「文化審議会著作権分科会(第35回)」<http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/bunkakai/35/index.html>

23 文化庁ホームページ「平成24年通常国会 著作権法改正等について」[http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/h24\\_hokaisei/](http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/h24_hokaisei/)

24 詳細については次を参照。「100万冊をあなたの街へ：図書館向けデジタル化資料送信サービスの現況」『国立国会図書館月報』643号[2014年10月] p.13-17 <http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/8771520>

25 2015年8月1日現在。図書館のリストは次に掲載されている。 [http://dl.ndl.go.jp/ja/soshin\\_librarylist.html](http://dl.ndl.go.jp/ja/soshin_librarylist.html)

26 詳細は次を参照。国立国会図書館ホームページ「資料デジタル化に関する協議」<http://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/digitization/consult.html>

その一方で、2009年の著作権法改正<sup>27</sup>により、視覚や聴覚による表現の認識に関する障害に対応するための複製等について、権利制限の範囲が大幅に拡大された。具体的には、視覚や聴覚等に障害がある人に対し、著作物を利用できる形に変換し配信することが、著作権者の許諾なく行うことが可能になったのである。読書に対する障害を取り除くためのデジタル技術の活用に、大きく道が開かれたことに対する期待は大きく、デジタル化を行うのであれば、読書に関する障害を機械音声による読み上げ技術等で克服する可能性を開くテキスト化を伴うべき、との期待が高まることとなった<sup>28</sup>。

### 4.2 全文テキスト化に向けた取組

こうした状況を踏まえ、NDLは、2010年度に全文テキスト化実証実験<sup>29</sup>を行った。OCRの精度については、予想されていたとおり、さほど高くなく、明治期・大正期刊行資料を対象としたOCRの認識率の平均は90%を下回った。一部には70%以下となる資料も存在した。

しかし、その後の調査やヒアリング等を通じて、精度が低い場合でも、検索については一定の効果が見込まれることや、視覚障害者等が資料の概略を知るために斜め読みをするような利用ニーズもあることがわかってきた。

また、クラウドソーシングの手法を活用した、OCRの認識精度を補うための校正作業についても取組を進めている。クラウドソーシングは複雑な作業を単純な部分に分割した上で、ネットワークを通じて多くの人が分担して行い、その結果を系統的に集約することで、成果を上げる仕組みである。

NDLは、2013年に開設した研究者との協力環境である「NDLラボ」<sup>30</sup>におけるテーマの一つとして、テキ

スト化とその検索を掲げている。その一環として、近代デジタルライブラリー収録資料を対象に、クラウドソーシングによって、検索性テキスト作成に取り組む「翻デジ」<sup>31</sup>がNDLラボ上で公開されている。また、視覚障害者等へのテキスト化データ提供を目的として、クラウドソーシングによりボランティアが校正を行う日本点字図書館等との共同実験事業<sup>32</sup>の取組も開始している。

今後は、防災関連の学術・官庁出版物を中心に全文検索のためのテキスト化に取り組むとともに、障害者差別解消法<sup>33</sup>の施行を踏まえ、読書に対する障害を持つ方々に向けたテキスト化の取組を、関係機関との協力の下、さらに進めて行く予定である。

## 5. 国のデジタルアーカイブ構築に向けて

今年6月に政府が策定した「知的財産推進計画2015」(知的財産戦略本部)<sup>34</sup>では、重要8施策の一つとして「アーカイブの利活用促進に向けた整備の加速化」が取り上げられた。デジタルアーカイブ間の連携や、分野による構築状況のばらつきなどが課題として示され、当面の取組が整理されている。立法府に属するNDLも、こうした政府の取組に全面的に協力している。

各所で構築されているデジタルアーカイブへのアクセスを保証し、利活用を活性化させるためには、それぞれのデジタルアーカイブでどのような文化的・知的情報資源が蓄積・提供されているのかを示す目録的な情報、すなわちメタデータを集約することが重要だ。集約により、メタデータの入手・活用を容易にすることで、どのような文化的・知的情報資源がどこで入手できるのか、という情報の流通を活性化することが可能となる。

このためにNDLが取り組んでいるのが、既に述べたNDLサーチである。既に約100のデータベース、1

27 注19参照。

28 例えば次を参照。石川准「電子書籍を読書障壁にしないために：出版社と国立国会図書館への期待」『現代の図書館』49巻2号[2011年6月]p.83-88

29 国立国会図書館ホームページ「全文テキスト化実証実験報告書」<http://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/digitization/fulltextreport.html>

30 NDLラボについては次を参照。「ようこそ、実験室へ：NDLラボの誕生・現在・未来」等『国立国会図書館月報』640/641号[2014年7/8月]p.4-11

31 <http://lab.ndl.go.jp/dhii/omk2/>

32 次を参照。NDLホームページ「視覚障害者等へのテキスト化データ提供に向けて日本点字図書館と共同で実験を開始します」[http://www.ndl.go.jp/jp/news/fy2015/1209926\\_1830.html](http://www.ndl.go.jp/jp/news/fy2015/1209926_1830.html)

33 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)

34 <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/chizaikeikaku20150619.pdf>

億件のメタデータを検索可能なNDLサーチではあるが、さらに充実を図るため「国立国会図書館サーチ連携拡張に係る実施計画」<sup>35</sup>を2015年3月に策定した。ここでは、ヨーロッパで先行する「Europeana」が行っている、各分野や地域に中間的取りまとめ役であるアグリゲーターを置いてメタデータを集約するモデルを念頭に、各分野の取組を整理している。しかし、各分野におけるアグリゲーターの整備を含め、道のりは平坦とはいえない。

また、メタデータを集約・提供するだけでは、長期的なアクセスを保証することはできない。NDLでは「国立国会図書館東日本大震災アーカイブ」(愛称：ひなぎく)<sup>36</sup>を構築し、東日本大震災以後立ち上がった様々な震災記録のデジタルアーカイブと連携する形でメタデータの集約・一括検索に取り組んでいるが、活動を継続できずに停止したデジタルアーカイブもある。こうした事態に対処し、文化的・知的情報資源の恒久的保存を実現

するための取組が、NDLに求められている。

さらに、デジタル情報には、フォーマットや再生環境(ソフトウェア・機器)の旧式化というリスクが常に付きまとう。NDLは2002年度から基礎的な調査を行ってきた<sup>37</sup>が、日本国内でのこの分野における調査研究は、欧米と比較すれば<sup>38</sup>低調と言わざるを得ない。NDL自身の調査の継続と、課題の社会的共有に向けた取組が必要とされている。

利活用に向けた環境の整備と恒久的なアクセス保証、この両面が組み合わさりサイクルが回って行けば、さらなる文化的・知的成果物が続々と生み出されることになるだろう。

取り組むべき課題は多く、道は険しい。しかし、日本社会の生み出してきた成果を、次の時代に引継ぎ、活用するために、NDLは取組を続けていく。引き続きのご支援と、ご協力をお願いしたい。

35 次を参照。NDLサーチ「国立国会図書館サーチについて」>計画類 <http://iss.ndl.go.jp/information/outline/plan/>

36 <http://kn.ndl.go.jp/>

37 次を参照。国立国会図書館ホームページ「電子情報の長期利用保証に関する調査研究」<http://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/dlib/preservation/research.html>

38 国際的な学術文献データベース(例えばGoogle Scholar)を”digital preservation”で検索していただければ、その研究蓄積の厚みを実感できるだろう。

